

# 学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況 フォローアップ調査等実施要領(平成29年度)

## 1. 調査の経緯

- 文部科学省においては、子供たちなどの安全対策に万全を期すために、平成17年7月末から「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査」を実施。平成18年度以降毎年、吹き付けアスベスト等の対策状況について、定期的にフォローアップ調査を実施。
- また、政府においても、平成17年7月以来、アスベスト問題に関して関係閣僚会合を開催し、同年12月学校等を含む既存施設におけるアスベストの除去等について「アスベスト問題に係る総合対策」を取りまとめ、今後、関係省庁は緊密な連携協力を図りつつ、使用実態調査によりアスベスト使用が明らかになった建築物について、飛散防止の措置状況等（除去された吹き付けアスベストの処理状況を含む）のフォローアップを行うこととされた。
- 平成20年2月以降、文部科学省は、新たにトレモライト等の分析調査が必要になったものについては、石綿等の有無の分析調査の徹底に関する通知\*（以下「石綿等の分析調査の徹底等」という。）に基づき、該当する機関に再分析調査の徹底を要請。

※「学校施設等における石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」（平成20年2月15日付け19文科施第419号）

〈参照〉 学校施設等のアスベスト対策に関する通知一覧（別紙1）

## 2. 調査対象機関

- 調査票の提出を要する機関は以下の機関とし、それ以外の機関については、提出を要しない。
  - ・ 前回調査で調査未完了の機関及び前回調査で措置済み状態ではない吹き付けアスベスト等（様式1の調査区分③、④）を保有する機関
  - ・ 新たに措置済み状態ではない吹き付けアスベスト等（様式1の調査区分③、④）の保有が確認された機関
- 所管変更等により調査対象となった機関についても、使用状況を把握し、回答すること。
- また、調査が完了し使用なしと回答している機関についても、新たに使用されていることが確認される場合があるため、適切に対応すること。
  - 調査未完了の機関とは、平成17年から、これまで使用実態調査を一度も実施していない機関である。過去に使用実態調査を実施済みの機関が再調査を行う場合や、改修や取壊し工事の着手前の調査を行う場合は調査未完了機関に該当しない。
  - 前回調査時点において吹き付けアスベスト等を保有していない又は吹き付けアスベスト等を保有するが、全て措置済み状態にある機関で、かつそれ以降の保有実態に変動※がない場合は、調査票の提出を要しない。  
（※新たに吹き付けアスベスト等の保有が確認されたが、既に措置済みのもの）
  - 国公立学校における「機関」とは学校単位を指すものである。私立学校における学校法人を指すものではない。（学校法人がA大学とB短期大学を有している場合、それぞれ回答すること。例えば、1大学で複数キャンパスを持つ場合は、キャンパスごとに分けるのではなく、1大学1機関として回答すること。）  
また、複数機関で利用している建物がある場合（例えば、大学と短大で同じ校舎を利用している等）は、資産台帳を参考にするなど、主となる学校側に計上するなど、重複のないよう回答すること。  
なお、小中、中高一貫校など、学校種別の違う機関が同一の施設を利用している場合などについても、前述を参考に重複のないよう回答すること。
  - 総合体育施設等で、複数の機関種別（例：屋内運動場、剣道場、屋内水泳プール）を所有している場合は、それぞれの施設について機関種別ごとに回答すること。  
また、複合施設（例：公民館と図書館が同じ建物にある場合）については、それぞれの施設について機関種別ごとに回答すること。なお、共用部分については、主となる機関に計上するなど、重複のないよう回答すること。
  - 幼保連携型認定こども園については、前回調査以降に新規開園した全ての園及び前回調査以降に幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した園を含み、様式1の調査区分③、④を保有している場合に回答すること。（別紙2）

### 3. 調査時点

- ・調査時点は、平成29年10月1日（日）とする。

### 4. 提出期限

- ・調査票の提出期限は、平成29年10月25日（水）とする。

### 5. 提出する調査票・提出先

- ・提出する調査票は、各機関の吹き付けアスベスト等の保有実態に応じ、下表及び別表(調査対象機関・調査票・提出先等)により提出する。
- ・提出方法は、原則メールにて提出する。
- ・今回調査の調査対象機関において、保有する吹き付けアスベスト等が全て措置済み状態となった場合は、「調査票②左記①のうち、措置済み状態にあるもの」に計上し、今回のみ様式を提出するが、次回以降は不要となる。
  - ※除去等により、アスベストの保有がなくなった機関については、調査票の提出は不要となるがその旨をメール等により連絡する。
- ・文部科学省の提出先は、全て施設企画課 (shisetulead-2@mext.go.jp) に提出する。
  - ※市町村及び私立学校（大学を除く）等については前回同様、都道府県の取りまとめ担当課へ提出する。

#### ■保有実態区分（前回調査において）

(1) 措置済み状態ではない吹き付けアスベスト等を <u>保有する機関</u>
(2) 1. 吹き付けアスベスト等の使用が <u>ない機関</u> (平成9年度以降に完成した建物のみ保有する機関を含む)
2. 吹き付けアスベスト等を <u>保有するが、全て措置済み状態にある機関</u>

#### ■保有実態により提出が必要な調査票一覧

保有実態区分 (前回調査において)	様式1 1-1A~1-10	様式2	様式3	様式4
(1) 措置済み状態ではない吹き付けアスベスト等を <u>保有する機関</u>	○	—	—	※
今回の調査で、調査区分④(ばく露のおそれがあるもの)がある場合	○	○	○	
平成28年10月1日時点で、調査区分④(ばく露のおそれのあるもの)があった場合	○	—	○	
(2) 1. 吹き付けアスベスト等の使用が <u>ない機関</u> (平成9年度以降に完成した建物のみ保有する機関を含む)	●	—	—	※
2. 吹き付けアスベスト等を <u>保有するが、全て措置済み状態にある機関</u>				
平成28年10月1日時点で、調査区分④(ばく露のおそれのあるもの)があった場合	○	—	○	

○：提出する。

—：提出しない。(調査票の提出や連絡がない場合は、「該当なし」と判断する。改めてメール等による連絡は不要。)

●：前回調査時点で吹き付けアスベスト等を保有していない又は吹き付けアスベスト等を保有するが、全て措置済み状態にある機関、かつそれ以降の保有実態に変動がない場合は、調査票の提出は不要。

※：「石綿等の分析調査の徹底等」による使用実態調査が未完了の機関のみ提出対象(様式1にも入力の上提出のこと)。

## 6. 調査票の種類

調査票様式は以下のとおり。

### ■様式一覧

様式名	調査内容
様式 1-1A～1-10	吹き付けアスベスト等対策状況フォローアップ調査票
様式 2	調査区分④(ばく露のおそれがあるもの)の対応状況等調査票
様式 3	調査区分④(ばく露のおそれがあるもの)の対策進捗状況等調査票
様式 4	使用実態調査未完了機関の対応状況調査票

※各様式のフォーマットは、以下の文部科学省ホームページより入手できます。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/attach/1395513.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/attach/1395513.htm)

## 7. 調査対象建材

調査対象建材は、平成8年度以前に完成した建築物（改修工事も含む）に使用されている、次に掲げるものとする。

### ①吹き付け石綿等

石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）第2条第1項に定める石綿等で、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたもの。

※いわゆる「吹き付けアスベスト」、「吹き付けロックウール」及び「吹き付けひる石（バーミキュライト）」等と呼ばれているもので、含有する石綿の重量が当該製品の重量の0.1%を超えるもの。

### ②折板裏打ち石綿断熱材

鋼板製屋根用折板等に主として結露防止等のために張り付けられたもので、石綿を含有する製品。

## 8. 記入要領

以下の記入要領をよく読み、調査漏れ等がないようよく確認した上で提出すること。

なお、調査票作成に当たり、今般の大雨や他の自然災害等により被災した機関については、以下のとおり対応すること。

### ○被災により仮設建物等を使用している場合

- ・平成29年10月1日時点で仮設建物や他の施設を使用している機関については、当該施設を調査対象とし、被災により同時点で使用していない施設については調査票の提出は不要とする。

なお、他の施設を使用している場合は、原則当該施設を所有する機関に計上すること。

所有する機関が本調査対象外である場合は、当該施設を使用している機関に計上すること。

- ・以上の他、調査票提出に当たって疑義がある場合は、本件連絡先まで連絡すること。

### ○前回調査からの変更点

- ・前回調査の様式0（フォローアップ調査全機関数調査票）に記入していた公私立学校等及び公立社会教育施設等の全機関数の内容については、各様式1に記入するよう変更している。
- ・今回調査より、校舎や体育館等の建物種別ごとの調査を取りやめ（様式1-5を廃止）、学校種別ごとの情報のみを記入する様式1-4のみを提出するよう変更している。
- ・公立大学法人については、地方独立行政法人法の一部改正により、公立大学法人が設置する大学に、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校を附属させて設置することができることとなったため、大学附属の学校（専修学校を除く）は、様式1-1Bに記入するよう変更している。

## (1) 様式 1-1A~1-10

### ●吹き付けアスベスト等対策状況フォローアップ調査票

#### ○記入内容

##### ■ 担当者情報全機関数

- ・機関名、所属名、担当者名、連絡先（電話）、E-mail について記入する。

##### ■ 全機関数

- ・別表において域内取りまとめとしている機関について、各都道府県において把握している他の調査結果や前年度からの増減数等を基に、（吹き付けアスベスト等の保有の有無に関わらず）本調査対象の全機関数を記入すること。なお、別表において文部科学省が直接取りまとめることとしている機関は、記入不要。
- ・前回調査より 50 機関以上の増減がある場合は、提出する際のメール本文に主な増減理由を記載すること。
- ・調査時点で未使用かつ、今後も使用する予定のない社会教育施設等は、調査対象外とする。
- ・調査時点で休校中の学校については、調査対象とする。

##### ■ 調査未完了機関数

- ・平成 17 年から、これまで使用実態調査を一度も実施していない機関数を記入する。  
（所管変更等により調査対象となった機関についても、これまでの使用実態調査等の実施状況について確認をすること。）
- ・過去に使用実態調査を実施済みの機関が再調査を行う場合や、改修や取壊し工事の着手前の調査を行う場合は、調査未完了機関に該当しない。

##### ■ 吹き付けアスベスト保有実態

- ・調査対象機関は、吹き付けアスベスト等の保有実態について、次の調査区分①～④ごとに機関数、室数・室面積(日常利用室、その他諸室)及び通路部分面積を記入すること。
- ・平成 29 年 10 月 1 日時点で、吹き付けアスベスト等の「除去」等の対策工事を行っているもののうち、工事が完了していない場合は調査区分①～④の該当項目に計上する。

#### 調査区分① 吹き付けアスベスト等があるもの

吹き付けアスベスト等が使用されている室・通路部分を有する機関数、その室数<sup>\*1</sup>並びにその室及び通路部分のそれぞれの床面積<sup>\*1</sup>（日常利用室、その他諸室）の合計を記入すること。

#### 調査区分② 措置済み状態にあるもの

調査区分①のうち、封じ込め状態<sup>\*2</sup>または囲い込み状態<sup>\*3</sup>（以下「措置済み状態」という。）にある室・通路部分を有する機関数<sup>\*4</sup>及びその室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの床面積<sup>\*1</sup>の合計を記入すること。

#### 調査区分③ 損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散による、ばく露のおそれがないもの

調査区分①のうち、措置済み状態ではないが、吹き付けアスベスト等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散による、ばく露のおそれがない室・通路部分を有する機関数<sup>\*4</sup>及びその室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの床面積<sup>\*1</sup>の合計を記入すること。

※前回の調査で調査区分③と判断していても、経年による劣化・損傷等により、ばく露の恐れがある状態に変化している可能性があるため、参考を参照の上、適切に判断すること。

#### 調査区分④ 損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがあるもの

調査区分①のうち、措置済み状態ではなく、吹き付けアスベスト等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある室・通路部分を有する機関数<sup>\*4</sup>及びその室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの床面積<sup>\*1</sup>の合計を記入すること。



本区分に該当があると回答した場合、文部科学省において、直接個別に取りまとめる機関については機関名が公表されることに留意すること。

※調査区分④の判断基準については、参考を参照すること。

- \* 1 : [①の室数、面積] = [②の室数、面積] + [③の室数、面積] + [④の室数、面積]  
面積は、小数点以下は四捨五入とし、1㎡単位で記入する。
- \* 2 : 吹き付け石綿等をそのまま残し、薬剤等によりアスベスト等の表層等を固着化して粉じんが飛散しない状態。
- \* 3 : 吹き付け石綿等が使用空間に露出しないように壁、天井等で完全に覆い、粉じんが飛散しない状態。
- \* 4 : 調査区分②～④の機関数は、該当する室又は通路部分を有する場合、それぞれ機関数を記入すること。

## (2) 様式2

### ● 調査区分④(ばく露のおそれがあるもの)の対応状況等調査票

#### ■ 対象機関

今回の調査において、調査区分④がある場合に作成すること。

(「5. 提出する調査票」を参照)

#### ■ 記載事項 (詳細は様式2の「記入上の留意事項」を参照)

調査区分④の対応状況、公表状況、公表予定状況を記入すること。

※ 調査区分④に該当があると回答した場合、文部科学省において、直接個別に取りまとめる機関については機関名が公表されることに留意すること。

## (3) 様式3

### ● 調査区分④(ばく露のおそれがあるもの)の対策進捗状況等調査票

#### ■ 対象機関

平成28年10月1日時点の調査結果において、調査区分④に計上していた機関及び今回の調査において、新たに調査区分④に計上した機関について作成すること。

#### ■ 記載内容 (詳細は様式3の「記入上の留意事項」を参照)

##### ・変動要因について

平成28年10月1日時点における調査区分④の機関数から、平成29年10月1日時点における今回調査報告の調査区分④の機関数の変動要因等を記入すること。

##### ・対策完了予定時期について

平成29年10月1日時点において、調査区分④の対策が未完了の場合に記入すること。対策完了予定時期と未対策の理由ごとに機関数を記入すること。

※対策完了時期の年月ごとに記入する。

※同一理由の機関がある場合は、理由の後に機関数を記入する。

(記入例)

完了予定時期	機関数	理由
平成30年3月	4	現在立入禁止の措置としており、平成30年3月までに除去工事をする予定。(3) 改修工事を実施しており、平成30年3月までに除去する予定。(1)

※調査区分④に該当があると回答した場合、文部科学省において、直接個別に取りまとめる機関については機関名が公表されることに留意すること。

#### (4) 様式4

##### ● 使用実態調査未完了機関の対応状況調査票

###### ■ 対象機関

- ・学校施設等の吹き付けアスベスト等使用実態調査が、平成28年10月1日時点において未完了であった5機関(別紙3)は、使用実態調査の完了状況について作成すること。  
(平成28年10月1日時点で使用実態調査が完了していた機関は提出の必要はない。)

###### ■ 記載内容

###### ・調査の完了状況について

各項目における機関数を記入すること。

###### ・使用実態調査完了予定時期について

平成29年10月1日時点において、使用実態調査が未完了の場合に記入すること。

完了予定時期と未完了の理由ごとに機関数を記入すること。

※調査完了時期の年月ごとに記入する。

※同一理由の機関がある場合は、理由の後に機関数を記入する。

(記入例)

完了予定時期	機関数	理由
平成29年12月	3	冬季休業時に調査を行う予定。(1) 公共施設全体調査を一斉に実施する計画のため。(2)

完了予定時期が平成30年度以降または未定の機関がある場合は、以下の表に記入すること。

(記入例)

完了予定時期	設置者名	機関名
平成31年3月	〇〇市	〇〇学校